

# 河川の管理に関する行政評価・監視

## 資料目次

資料 1	河川法等関係法令（抜粋）	1 頁
資料 2	当事務所による現地調査実施区間	3 頁
資料 3	河川区域図	4 頁
資料 4	調査で把握した不適切事例等	5 頁
資料 5	主な現地調査結果	6 頁
資料 6	是正年次計画の概要	10 頁

## 河川法等関係法令（抜粋）

### ○ 河川法（昭和 39 年 7 月 10 日法律第 167 号）

（河川区域）

第 6 条 この法律において「河川区域」とは、次の各号に掲げる区域をいう。

- 一 河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地（河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。）の区域
- 二 河川管理施設の敷地である土地の区域
- 三 堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。第三項において同じ。）の区域のうち、第一号に掲げる区域と一体として管理を行う必要があるものとして河川管理者が指定した区域

2～6（略）

（河川管理施設等の維持又は修繕）

第 15 条の 2 河川管理者又は許可工作物の管理者は、河川管理施設又は許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて公共の安全が保持されるように努めなければならない。

2～3（略）

（土地の占用の許可）

第 24 条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（工作物の新築等の許可）

第 26 条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2～5（略）

（河川管理者の監督処分）

第 75 条 河川管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（第 24 条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶

の除却を含む。)、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者、その者の一般承継人若しくはその者から当該違反に係る工作物（除却を命じた船舶を含む。以下この条において同じ。）若しくは土地を譲り受けた者又は当該違反した者から賃貸借その他により当該違反に係る工作物若しくは土地を使用する権利を取得した者

二 この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認に付した条件に違反している者

三 詐欺その他不正な手段により、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認を受けた者

2～10 （略）

#### ○河川法施行令（昭和 40 年 2 月 11 日政令第 14 号）

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

第 16 条の 4 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 河川を損傷すること。

二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第 16 条の 8 第 1 項各号において同じ。）に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石（砂を含む。以下同じ。）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物

三 次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること。

イ 河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

ロ 動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

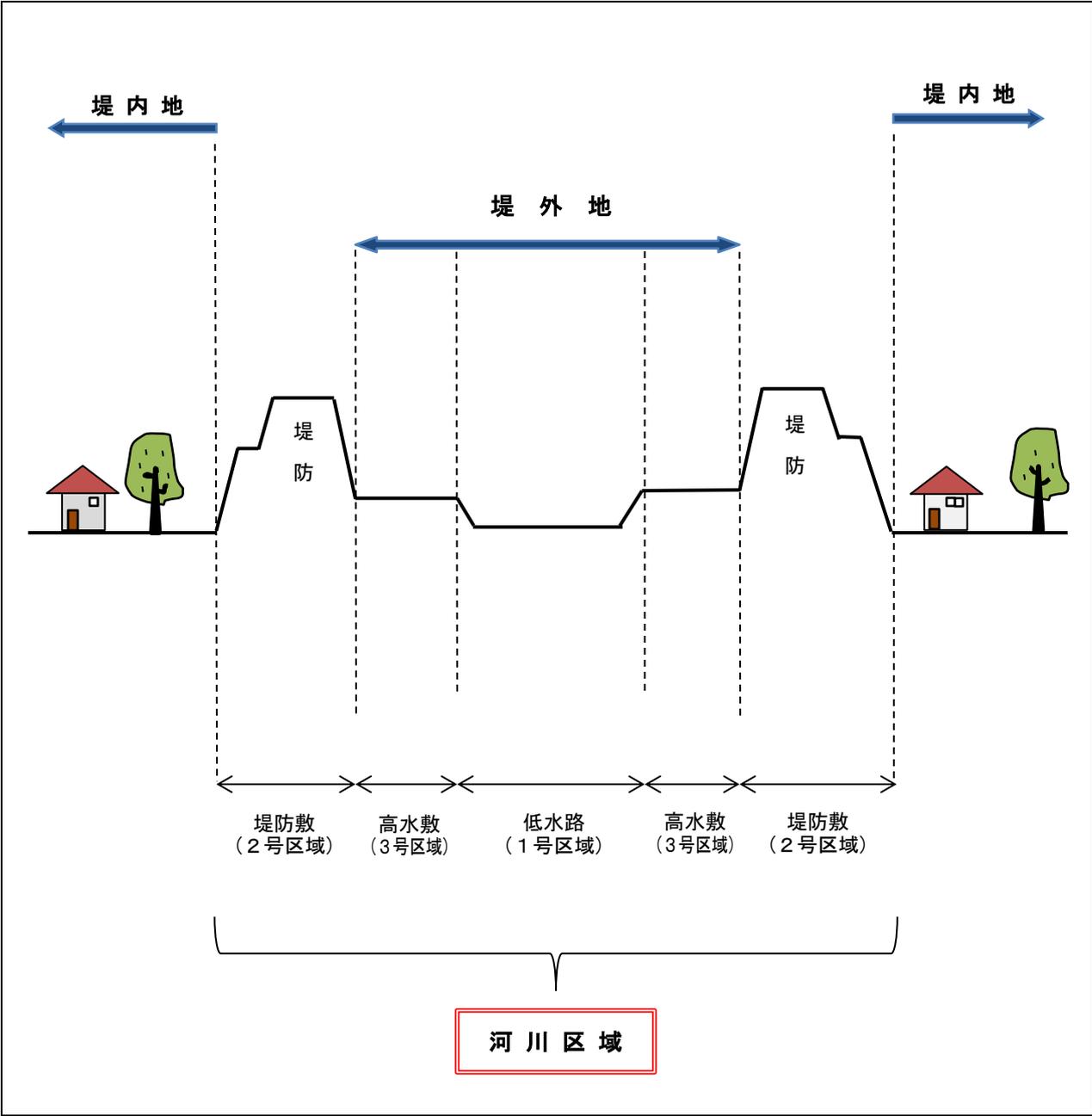
2 （略）

## 当事務所による現地調査実施区間

水系名	河川名	大臣直轄 管理区間	左岸 右岸	現地調査対象		距離	
				区間	周辺の主要施設等	区間計	河川計
淀川 水系	宇治川	16.1km	左岸	42km～50.5km	宇治川大橋～宇治橋	8.5 km	18km
			右岸	36km～37km	3 川合流付近の淀川河川公園	9.5km	
				42km～50.5km	宇治川大橋～宇治橋		
	桂川	18.6km	左岸	2.5km～18.5km	宮前橋～桂大橋	16km	32km
			右岸	2.5km～18.5km	宮前橋～桂大橋	16km	
	木津川	37.2km	左岸	11.5km～20km	近鉄京都線～開橋上流付近	8.5km	21.5km
			右岸	11.5km～20km	近鉄京都線～開橋上流付近	13km	
				21.5km～26km	-		
	<b>計</b>						<b>71.5km</b>
由良 川水 系	由良川	54.1 km	左岸	31.5km～39km	筈巻橋～さくら橋	12.5km	25km
				47.5km～52.5km	以久田橋～綾部大橋		
			右岸	31.5km～39km	筈巻橋～さくら橋	12.5km	
				47.5km～52.5km	以久田橋～綾部大橋		
	土師川	2.3 km	左岸	0 km～1 km	由良川合流地点～新土師川橋	1 km	2 km
			右岸	0 km～1 km	由良川合流地点～新土師川橋	1 km	
	<b>計</b>						<b>27km</b>
<b>合計</b>						<b>98.5km</b>	

- (注) 1 当事務所の調査結果に基づき作成した。  
 2 区間距離は 0.5km ごとにおよその数値で記載している。

# 河川区域図



(注) 1 当事務所が作成した。  
2 1号区域～3号区域とは、河川法第6条第1項第一号から第三号までに規定するそれぞれの区域を指す。

## 調査で把握した不適切事例等

不適切事例の区分	事例数	対応状況		是正実施計画		河川事務所別		
		是正対応実績あり	対応実績なし	作成	未作成	淀川河川事務所	福知山河川国道事務所	
違法工作物	河川区域内の国有地・民有地への農業用施設の違法設置	17	7	10	7	10	2	
	河川区域内の国有地・民有地への家屋、事業所等の違法設置	27	9	18	14	13	3	
	堤防法面に階段や通路を不法設置	4	0	4	0	4	0	
	自由使用がラット等にフェンス、コンクリート、バックネット等を違法設置	4	4	0	4	0	0	
	釣りの足場の違法設置	5	5	0	5	0	0	
不法占用等	57	25	32	30	27	52	5	
不法係留	2	1	1	0	2	1	1	
不法投棄	66	32	34	37	29	60	6	
経過措置に基づく耕作地の占用許可状態が長期化	100.0%	48.5%	51.5%	56.1%	43.9%	90.9%	9.1%	
地位承継	13	うち、8件はその後撤去、2件は撤去指導中						0
権利譲渡	146件	現行の許可準則に適合していない。						0件
河川区域の見直しが長期間行われておらず、必要な河川区域の指定がないため、不法行為に有効な是正措置を講じられないものあり	4件							4件
	1件							1件
公園において占用許可条件等に反する状態が継続（抽出した12公園中10公園）	10件	由良川における農小屋の設置、運動公園としての無許可占用等						0件
① 許可工作物の管理不十分でベンチ、柵等の破損、整地用具の放置などが長期未改善	3公園							3公園
② ベンチ、可動式トイレ、バックネットなどを無断で設置されているが未改善	9公園							6公園
③ 可搬式の工作物を設置している公園について、撤去訓練が毎年実施されていない（可搬式の工作物を備える10公園中）	2公園							0公園
許可工作物の占用許可期間切れ（更新手続を完了しないまま占用継続）（抽出した許可工作物168件中）	19件	うち、10件が許可期間を5年以上経過						17件
河川管理施設の管理が不十分	16か所	平成24年度以降除去・伐採の実績なし						0か所
① 草木が繁茂し、護岸の毀損又は毀損の恐れがあるものが多数	10か所	※報告書上は2事例としている。						10か所
② 管理車両用道路や耕作地への通路のゲートが無施設又は開放状態	2か所	調査中にて是正済み						1か所
③ 「水あそびに注意」や「車両進入禁止」の看板が倒れたまま放置								

(注) 本表は、当事務所の調査結果に基づき作成した。

## 主な現地調査結果

### ○ 違法工作物等

- 河川区域内の国有地・民有地の耕作地に農業用施設を違法設置している事例

【写真①】(木津川)

〔国有地内〕

【写真②】(桂川)

〔民有地内〕



【写真③】(由良川)

〔民有地内〕

【写真④】(桂川) (国有地の占用許可を受けた耕作地内)



- 河川区域内の国有地に家屋及び事業所等を違法設置している事例

【写真⑤ 家屋等】(桂川)

【写真⑥ 行為者不明の工作物】(宇治川)



【写真⑦ 祠】（由良川）



※ 是正実施計画なし

- ・ 設置が認められていない釣りの足場を設置している事例

【写真⑧】（桂川）



- ・ 河川区域内の民有地に家屋及び事業所等を違法設置している事例

【写真⑨ 建物】（桂川）



【写真⑩ 小屋】（由良川）



※是正実施計画なし

## ○ 不法耕作

- ・ 河川区域内の国有地を不法耕作している事例

【写真⑪】（桂川）



【写真⑫】（木津川）



○ 不法係留（ボート）

【写真⑬】（由良川）



○ 不法投棄

【写真⑭】 冷蔵庫】（宇治川）



【写真⑮】 廃ボート】（桂川）



○ 占用公園での事例

- ・ 許可工作物の管理が不十分な事例

【写真⑯】（久世橋西詰公園（桂川））



↑ テニスコートが水浸しのままになっている

【写真⑰】（久世橋東詰公園（桂川））



↑ ベンチが破損している

- ・ 無許可工作物が設置されている事例

【写真⑱】（草内木津川公園(木津川)）



【写真⑲】（同左）



○ 河川区域(3号地)未指定区域における事例

【写真⑳】（由良川）



↑ 廃棄物とみられる物が集積されている

○ 河川管理施設の維持管理に関する事例

- ・ 護岸の目地又は亀裂等から草木が繁茂している事例

【写真㉑】（宇治川）



↑ 高水護岸が盛り上がっている

- ・ 耕作地への道路のゲートが開放されたままの事例

【写真㉒】（木津川）



(注) 本表は、当事務所の調査結果に基づき作成した。

## 是正年次計画の概要

- 1 河川名：木津川
- 2 場 所：木津川左岸 17.5km から 17.9km 付近（京都府精華町菱田地区）
- 3 事例内容

昭和 20 年以前からの違法耕作地。

是正年次計画（下図 1 参照）を策定した平成 25 年度時点では、約 4,000 m<sup>2</sup>の違法耕作地と多数の未許可農業用施設が残存していた。

淀川河川事務所では、①詳細な現地調査の実施、②耕作者への聞き取り（耕作中止意思の有無）、③口頭による中止指示の再三の実施、④指示書の交付、⑤撤去を求める看板の設置、⑥耕作放棄地への木柵設置による再耕作の防止措置、⑦重点的な河川巡視の実施による状況監視などの是正指導を実施している。この結果、平成 26 年夏頃には 20 か所を超える耕作地で耕作放棄されている。さらに、残存する違法耕作者を対象として、26 年 7 月に同年 9 月 30 日までに農作物等全ての撤去を求める内容の看板（下図 2 参照）を多数設置し、積極的な是正指導を行い是正完了予定年度より 1 年早い 26 年度末に是正を完了している（是正状況の写真参照）。

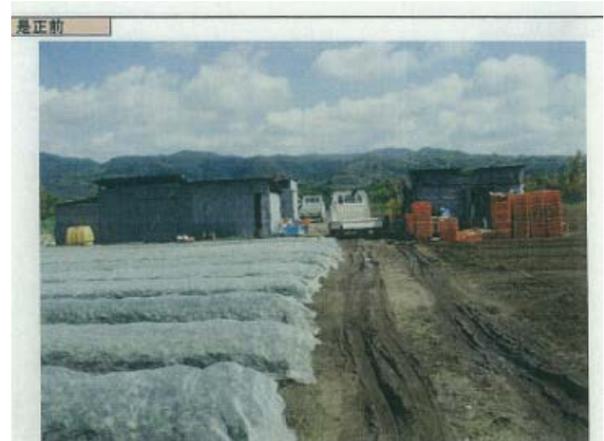
下図 1

違法行為是正年次計画													
													事務所名：淀川河川事務所
【違法行為の概要】													
水系名	淀川水系				河川名	木津川							
地先名	京都府相楽郡精華町菱田				距離標	左岸 17.5～17.9k							
適用法令	24、26、27条				種類	田畑、農業用施設							
詳細	畑、農小屋				面積	約4,000m <sup>2</sup>							
経緯及び状況等	明治時代より高水敷において不法耕作が開始される。戦前に河川工事の施工に伴い川西村(当時)が一時期占用許可(約2万m <sup>2</sup> )を受けていた時期がある。当該箇所の前後の高水敷は民有地であり、当該箇所だけが国有地である。				過去の対応及び結果	地元の強い是正要望を受けて平成20年より本格的な是正指導に入る。平成22年度に当該箇所において堤防強化工事を施工したが、一部不法耕作のため未施工区間が生じた。							
是正計画開始年度	平成25年度				是正終了予定年度	平成27年度							
【是正年次工程表】													
対応内容	対応時期	25年度				26年度				27年度			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
菱田地区全体の不法耕作者に対する口頭指導や指示書の交付	当初計画					→							
	実施結果					→							
堤防強化工事未施工区間の工事施工	当初計画					→							
	実施結果					→							
堤防強化工事未施工区間の不法耕作者に対する指示書、警告書交付	当初計画					→							
	実施結果					→							
堤防強化工事未施工区間の不法耕作者に対する行政代執行	当初計画												
	実施結果												● 是正完了

下図2



【是正状況の写真】



(注) 本表は、当事務所の調査結果に基づき作成した。